

県内市町村の林野火災注意報・警報発令等状況を県HPで公表します。

令和7年の岩手県大船渡市などで発生した大規模林野火災を踏まえて、県内市町村では火災予防条例を改正し、市町村長が林野火災の危険性に応じて林野火災注意報や林野火災警報を発令するよう運用がなされています。降水量が少なく、乾燥した状況では、林野火災注意報、さらに強風注意報が発表された場合には林野火災警報が発令され、屋外での火の使用が制限されることになるため、県として一元的に確認できるようにしました。

記

1 県HPに掲載する情報

県内市町村における林野火災注意報・警報の発令等状況について、午前9時時点の状況を概ね午前10時までに、午後3時時点の状況を概ね午後4時までに掲載します。

2 情報を掲載するページのURL

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shobo/rinyakasaitop.html> (県林野火災 top)

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shobo/rinyakasaihaturei.html> (発令等状況)



県林野火災 top



発令等状況

3 林野火災注意報・警報の発令指標（例）及び発令時の規制

	林野火災注意報	林野火災警報
発令指標 (例)	前3日間の合計降水量が1mm以下 ＋ 前30日間の合計降水量が30mm以下 または、乾燥注意報の発表	林野火災注意報の発令 ＋ 強風注意報の発表
内容	発令地域での屋外の火の使用中止の努力義務（罰則なし）	発令地域での屋外の火の使用の制限（罰則あり）

※発令指標は、市町村が条例で定めることになっており、異なる場合があります。

本件についてのお問い合わせ先
予防係 [担当] 石山、渡邊
(直通) 025-282-1665 (内線) 6444